

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和3年10月

青森県人事委員会

目 次

別紙1 報 告

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況	1
2 民間給与等の状況	2
3 職員給与と民間給与との比較	4
4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較	5
5 物価及び生計費	6
6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等	6
7 本年の給与の改定	8

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等	8
2 良好な勤務環境の整備	10
3 定年の引上げ	13

III 給与勧告実施の要請	13
---------------	----

別紙2 勸 告	15
---------	----

参考資料

報 告

人事委員会は、地方公務員法に基づき、中立かつ専門的な機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業の従事者並びに国及び他の地方公共団体の職員の給与並びに生計費等職員の給与を決定するための諸条件について調査及び検討を行ったことから、人事管理に関することと併せて、次のとおり報告する。

I 給与に関する事項

1 職員給与等の状況

本委員会が実施した「令和3年度職員給与等実態調査」における本年4月1日現在の職員の給与等の状況の主なものは、次のとおりである。

(1) 職員数等

職員（職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける常勤の職員をいう。以下同じ。）の総数は、16,432人（昨年16,676人）で昨年に比べ244人減少し、その平均年齢は43.4歳（同43.5歳）、平均経験年数は21.4年（同21.5年）となっており、このうち行政職給料表適用者の平均年齢は41.2歳（同41.5歳）、平均経験年数は19.9年（同20.2年）となった。また、性別構成比は男性56.9%、女性43.1%となっており、学歴別構成比は大学卒82.5%、短大卒2.9%、高校卒14.6%、中学卒0.0%となっている。（構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。）

(2) 平均給与月額

職員の平均給与月額は383,316円であり、このうち行政職給料表適用者の平均給与月額は343,483円となっており、いずれも昨年に比べ減少している。

表1 適用給料表別職員数等

区分 給料表	適用職員数		性別構成比		平均年齢	平均経験 年数
		昨年比	男性	女性		
全給料表	16,432人	△244人	56.9%	43.1%	43.4歳	21.4年
行政職給料表	4,333	△34	63.7	36.3	41.2	19.9
警察職給料表	2,240	△16	89.0	11.0	37.3	16.2
海事職給料表	42	△2	100.0	-	47.4	28.1
教育職給料表(一)	2,905	△48	57.2	42.8	44.7	22.0
教育職給料表(二)	6,498	△138	41.9	58.1	46.6	24.0
研究職給料表	98	0	72.4	27.6	42.4	19.5
医療職給料表(一)	9	△1	66.7	33.3	56.6	30.3
医療職給料表(二)	220	2	42.7	57.3	41.6	18.4
医療職給料表(三)	87	△7	4.6	95.4	38.3	16.5

(注) 再任用職員は含まない。

表2 給料表別平均給与月額

区分 給料表	令和3年4月	令和2年4月
全給料表	383,316円	384,751円
行政職給料表	343,483	345,836
警察職給料表	337,394	337,265
海事職給料表	403,719	400,063
教育職給料表(一)	408,879	408,943
教育職給料表(二)	416,129	417,466
研究職給料表	362,227	360,727
医療職給料表(一)	847,354	888,428
医療職給料表(二)	342,235	344,707
医療職給料表(三)	314,849	319,914

(注) 「給与月額」とは、給料月額に教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特勤勤務手当等、へき地手当等及び寒冷地手当を加えた額である。

2 民間給与等の状況

本委員会は、民間給与等の実態を把握するため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所393(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した160事業所を対象に、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況に鑑み、病院は調査対象から除外した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる民間の事務・技術関係職種に

従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、89.9%と高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒で35.7%（昨年38.7%）、高校卒で23.5%（同35.7%）となっている。そのうち初任給について、増額した事業所の割合は、大学卒で29.7%（同44.2%）、高校卒で23.8%（同29.8%）であり、昨年に比べて大学卒で14.5ポイント、高校卒では6.0ポイント減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で66.9%（同50.6%）、高校卒で76.2%（同65.7%）となっている。

(2) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は18.3%（昨年29.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.6%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は78.1%（昨年78.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は14.8%（同29.7%）、減額となっている事業所の割合は3.5%（同6.2%）となっている。

表3 民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
	%	%	%	%
係員	18.3	9.9	0.4	71.4
課長級	11.4	8.2	0.0	80.3

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 ベースアップ実施等の各項目の割合については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、それらの計が100%とならない場合がある。

表4 民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
	%	%	%	%	%	%	
係 員	79.2	78.1	14.8	3.5	59.8	1.2	20.8
課 長 級	72.1	70.9	10.5	3.6	56.8	1.2	27.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（職員にあっては表5の注書きの職員給与、民間にあっては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきている。

本年4月分の給与について公民較差を算出したところ、職員給与が民間給与を1人当たり平均9円（0.00%）上回っていた。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、年間で所定内給与月額の4.22月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.25月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.03月分上回っていた。

表5 職員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較 差	
		①-②	$\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] \%$
345,791 円	345,800 円	△9 円	(△0.00 %)

- (注) 1 「ラスパイレス方式」とは、月例給の公民比較を行うため、職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを示すもので、具体的には、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較したものである。
- 2 「職員給与」とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当等、へき手当等及び寒冷地手当を加えた額である。
- 3 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

表6 民間における特別給の支給状況

項 目		民間事業所
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)	351,020 円
	上半期 (A2)	352,641 円
特別給の 支給額	下半期 (B1)	737,943 円
	上半期 (B2)	748,376 円
特別給の 支給割合	下半期 $\left(\frac{B1}{A1} \right)$	2.10 月分
	上半期 $\left(\frac{B2}{A2} \right)$	2.12 月分
	年間 (計)	4.22 月分

(注) 「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員と国家公務員及び他の地方公共団体職員との給与の比較

昨年4月における給与水準について、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員とを学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合、本県職員のラスパイレス指数は97.3、都道府県職員の全国平均指数は100.0となっている。

(注) 「ラスパイレス指数」とは、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により、国家公務員を100としてそれぞれ比較した指数で、令和2年4月1日現在の総務省公表値である。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、青森市で2.0%下落している。

また、本委員会が同局による「家計調査」を基礎として算定した本年4月における青森市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ155,600円、164,620円、173,640円となっている。

6 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、給与の改定等について勧告し、併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。

また、同日、国会及び内閣に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

これらのうち、職員の給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(令和3年8月10日人事院)

職員の給与に関する報告及び勧告の概要

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円（0.00%）

〔行政職俸給表（一）適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳〕

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数 4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

7 本年の給与の改定

職員の給与は、地方公務員法に規定する給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めることとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

(1) 給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を9円(0.00%)上回っているが、その差は極めて小さい状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を19円(0.00%)上回っている状況で較差が極めて小さいこと等から俸給表の改定を見送ったこと等を踏まえれば、職員の給料表については、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当・勤勉手当

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.25月)は、本県の民間事業所における特別給の年間支給割合(4.22月)を0.03月分上回っている状況にある。

このため、期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間平均支給月数を0.05月分引き下げ、4.20月分とすることが適当である。

支給月数の引下げ分については、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえ、本年度については12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降については6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることが適当である。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることが適当である。

II 人事管理に関する事項

1 人材の確保・育成等

(1) 人材の確保

近年、若年人口の減少、若者の就業意識の変化、民間企業の高い採用意欲等を背景に、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にあり、本県の職員採用試験においても受験者の減少傾向が続いており、人材の確保を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうした中、本委員会では、県職員の仕事の魅力をアピールするため、「技術職

1 DAY職場訪問」、「青森県ファーストステップセミナー」、「青森県庁JOBセミナー」等の開催やSNSによる情報発信のほか、昨年度からオンラインを活用した説明会、本年度は新たに保護者を対象とした説明会の開催など、任命権者と連携しながら、効果的な情報発信に取り組んでいる。

採用試験については、社会情勢の変化等を踏まえながら制度や運営方法について見直しを行ってきたところであり、本年度の障害者採用試験においては、これまでの身体障害者に加え、知的障害者及び精神障害者にも対象を拡大している。

今後も、受験者層の現状や傾向を分析しながら、より効果的な情報発信による受験者の掘り起こしを進めるほか、任命権者と連携しながら人材確保の課題・ニーズを把握し、適時適切に採用試験制度等を見直すなど、本県の将来を担う有為な人材の確保に取り組んでいくこととする。

(2) 人材の育成等

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、全ての職員が能力や意欲を高めて活躍できる職場環境づくりが重要であり、職員一人ひとりの能力や適性などに応じて効果的に育成していくための取組が必要である。

特に人事管理の基礎となる人事評価制度については、職員の能力・業績を的確に把握し、評価することにより、その結果を職員の処遇や能力開発等に反映させるものであり、職員が能力を最大限発揮し、組織全体の活性化と公務能率を向上させるうえで欠かせないものである。各任命権者においては、評価の公正性、透明性、客観性の確保に留意し、国の人事評価制度の見直しの動向も踏まえながら、引き続き適切に運用していく必要がある。

本年度から障害者採用試験の対象を拡大したところであるが、各任命権者においては、採用後に障害を有することとなった職員を含め、障害のある職員がその能力を十分発揮できるよう、周囲の職員が障害に対する理解を深め、必要な支援を行うなど、個々の特性に配慮した職場環境づくりを更に進めていく必要がある。

女性が職業生活において活躍することは、多様な視点や新たな価値観が創出され、組織の活性化、ひいては社会全体の活性化にもつながることから、女性職員の活躍を推進する取組は重要である。各任命権者においては、特定事業主行動計画に基づき、女性職員がその個性と能力を十分に発揮していくことができるよう、職場環境づくりに取り組んでいるところであり、職員に占める女性職員の割合、女性管理職の割合、男性の育児休業の取得率等は増加の傾向にある。今後とも、積極的な女性受験者の募集、女性職員個々の意欲や適性を踏まえた人事配置や従業務の拡大、女性職員のキャリア意識の醸成を図るための研修等の充実を図る必要がある。

2 良好な勤務環境の整備

職員が心身ともに健康で、職務遂行において十分にその能力を発揮できる勤務環境を整備することは、職員本人はもちろんのこと、職員の家族にとっても重要なことであり、そのためには、総実勤務時間の縮減、仕事と家庭の両立支援、各種ハラスメントの防止、心の健康づくりの推進などが求められるところである。

(1) 総実勤務時間の縮減

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に年次休暇を取得することは、職員の健康確保や職務能率の向上のみならず、過重労働による過労死等の防止や有為な人材の確保の観点からも重要な課題となっている。

各任命権者においては、時間外勤務の状況の定期的な把握など、時間外勤務の縮減に向けた取組を行っているところであるが、本年の本委員会の調査によると、月100時間を超える時間外勤務を行った延べ職員数は令和元年度53人から令和2年度111人に増加している。月100時間を超える職員数が増加したことは、新型コロナウイルス感染症や自然災害などによる臨時・緊急的な業務等への対応など、やむを得ない面はあるものの、各任命権者においては、時間外勤務の詳細な要因分析を踏まえ、適正な職員配置や災害時等におけるより機動的で柔軟な対応について検討する必要がある。

各所属においては、管理職員のリーダーシップ発揮によるマネジメントの強化に加え、職員一人ひとりが業務改善や効率性を意識して計画的に業務を遂行するほか、デジタル技術の活用等により生産性の向上を図りながら、時間外勤務の縮減に取り組む必要がある。

また、学校現場における教職員の多忙化解消については、「学校における働き方改革プラン」に基づく取組が進められているところである。県教育委員会は、各市町村教育委員会と連携し、勤務時間の適正化に向けたプランの取組状況を調査し、課題・成果の整理、優良事例の情報共有を行うなど、全県的に効果的な取組を進めているところである。プランに掲げる目的及び目標を踏まえ、学校現場の環境が一層改善されるよう、教育委員会が学校と一丸となって着実に取組を進める必要がある。

年次休暇の取得促進については、各任命権者において、年次休暇の計画的な利用について周知を図るとともに、年次休暇取得日数が特に少ない職員に対して個別に取得を呼びかける、学校において長期休業期間に学校閉庁日を設定するなどの取組を進めているところである。

各任命権者が定めた特定事業主行動計画では、職員1人当たりの取得日数を16日へと増加させることを目標としているが、令和2年の職員1人当たりの年次休暇の取得日数は12.3日と前年からほぼ横ばいであることから、各所属においては、柔軟で効率的な業務運営を図るとともに、管理職員が自ら率先して休暇を取得すること

や、職員一人ひとりの休暇取得に対する意識を高めることなどに加え、業務の見直しや実施時期の工夫等による休暇を取得しやすい職場環境づくりにより一層取り組むことが必要である。

(2) 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援については、ワーク・ライフ・バランスの実現や女性活躍の推進の観点からも重要であり、本県では、これまでも男女を問わず育児や介護などの事情を抱える職員が安心して働き続けられる環境を整備するため、育児や介護のための休暇等の整備、子の看護休暇の拡充などを行ってきたところである。各任命権者における両立支援制度の普及・啓発等の取組などにより、男性職員の育児休業取得率は知事部局等では令和元年度の18.5%から令和2年度は26.5%に上昇するとともに、警察本部においては令和元年度14.9%、令和2年度36.6%と全国でも高い水準となっているなど、一定の効果も現れてきている。

今般、人事院では、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍推進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行うとともに、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置することとした。

本県においても、国と同様に妊娠、出産、育児等と仕事を両立しやすい環境を整備するため、今後、国家公務員に係る取扱いや関係法令の整備等を踏まえて、次のとおり、必要な措置を講ずることが適当と考える。

ア 男性職員の育児休業取得の促進等

育児休業の取得回数制限の緩和に併せて、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の請求期限を2週間前まで（現行1月前まで）に短縮するとともに、育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行産後8週間を経過する日まで）に拡大するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する取組を一層進める必要がある。

イ 不妊治療のための休暇の新設等

国の「少子化社会対策大綱」においては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられ、不妊治療への保険適用拡大に向けた検討も進められている等の状況を踏まえれば、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会的に求められており、本県においても不妊治療と仕事の両立を支援する必要性は高いと考えられることから、国家公務員に準じて職員の不妊治療のための休暇（有給）を新たに設けるとともに、不妊治療を受けやすい職場環境の整備を図る必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つけ、公務能率の低下や貴重な人材の損失につながる行為である。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止等に関する要綱等の制定、苦情相談体制の整備、研修内容の充実、定期的な啓発・周知の取組など、ハラスメントの防止に取り組んできているところであるが、本委員会又は各任命権者への苦情相談が一定数継続している状況にある。

無意識の思い込みや先入観（アンコンシャス・バイアス）は、自分自身では気づきにくく、何気ない言動がハラスメントと捉えられかねないことから、各所属においては、職員一人ひとりが自身の性別、年齢、経験等によるアンコンシャス・バイアスを理解するとともに、日頃からコミュニケーションを図るなど、ハラスメントの起こりにくい職場づくりに努める必要がある。

(4) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりについては、本年、総務省が全ての地方自治体を対象として、メンタルヘルス不調により1週間以上休んだ職員数等の調査を実施するなど、全国的な課題となっており、本県においても、1か月以上の長期病休者に占めるメンタルヘルス不調者の割合は依然として高い状況にある。職員が職務を円滑かつ適切に遂行する上で、心の健康の保持増進は極めて重要であることから、各任命権者において、ストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策を講じてきたところであるが、メンタルヘルス不調による病休者等に対しては、安心して職場復帰できるよう、産業医、健康支援員、周囲の職員等により早期に総合的な復職支援を行うことが重要であり、復職後も職員及び管理監督者等において、自らや部下の心の健康状態の把握とケアに努める必要がある。

(5) テレワーク等の柔軟な働き方の推進

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、在宅勤務を含むテレワークの取組が進められてきたが、さらに各職場においては、Web会議システムを利用したオンライン説明会などの開催や各種デジタルツール等の活用による事務の効率化などの動きが見られている。

特にテレワークについては、感染症の流行や自然災害等に際しての業務継続の観点に加え、育児・介護等のために時間的制約がある職員等の能力発揮やワーク・ライフ・バランス、多様で柔軟な働き方の観点からも効果が期待されることから、各任命権者においては、テレワークの拡大に対応した情報セキュリティ、通信環境、ペーパーレス化、業務の進捗状況の把握や勤務時間の管理など、国及び他の都道府県の動向等も踏まえ、課題を整理しながら導入について検討を進める必要がある。

3 定年の引上げ

人口減少社会における労働力人口の減少を踏まえ、社会の活力を維持し、多様な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、豊かな知識や経験、高い技術等を持つ高齢層職員の能力・経験の活用が必要である。

国家公務員の定年の引上げについては、人事院は、平成30年に国会及び内閣に対し意見の申出を行ったところであり、本委員会も国の動向を注視しつつ高齢層職員の能力と経験を活用する観点から、定年の引上げや再任用制度の在り方について検討する必要がある旨の報告をしてきたところである。

令和3年6月4日、国家公務員法等の一部を改正する法律と同時に、地方公務員の定年を段階的に引き上げること等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が成立し、公布された。

地方公務員の定年は、国家公務員の定年を基準として条例で定めるものとされており、本県においても、令和5年4月1日からの制度導入に向け、国家公務員に準じて定年年齢を定めるとともに、国家公務員の制度との均衡や本県職員の状況などを踏まえながら、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、60歳を超える職員の給与など、適切に関係条例等の整備を行う必要がある。

併せて、定年の段階的な引上げに伴い増加する高齢期の職員の人事管理やこの期間における中長期的視点に立った定員管理などの任用上の諸課題についても検討し、適切に対応していく必要がある。

III 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保する機能を有するものである。

人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立って給与勧告を行うことを通じて職員の適正な処遇が確保されるという仕組みは、職員の士気の向上、人材の確保に資するものであり、ひいては組織活力の向上、労使関係の安定等をもたらすことで能率的な行政運営に寄与するものであることから、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、別紙1の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）、任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ以外の職員

期末手当の支給割合を1.175月分（再任用職員にあっては、0.65月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあっては、0.55月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、0.675月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、0.575月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和3年12月1日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については令和4年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 令和3年度職員給与等実態調査の概要	資-1
第1表 給料表適用人員	資-2
第2表 給料表別平均給与月額等	資-2
第3表 給料表別、級別給料月額等	資-4
第4表 給料表別、級別、号給別人員	資-6
第5表 給料表別、級別、年齢別人員	資-25
第6表 給料表別、級別、経験年数別人員	資-31
第7表 給料表別、級別、学歴別人員	資-37
第8表 扶養手当の支給状況	資-38
第9表 住居手当の支給状況	資-39
第10表 通勤手当の支給状況	資-40
第11表 再任用職員の給料表別、級別人員	資-41
2 令和3年職種別民間給与実態調査の概要	資-42
第1表 企業規模別調査事業所数	資-43
第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	資-43
第3表 職種別給与額等	資-44
第4表 民間における初任給の改定状況	資-48
第5表 民間における家族手当の支給状況	資-49
第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況	資-49
第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	資-49
第8表 民間における定年制の状況	資-50
第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢 到達を理由とした給与減額の状況	資-50
第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給 与を減額している事業所における60歳を超える従業員の 年間給与水準	資-50
3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係	
第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較	資-51
第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等	資-51
第3表 東北各県職員給与等実態調査結果	資-52
4 生計費関係	資-55
5 労働経済指標	資-56
6 勤務時間等関係	資-58
7 人事院の報告及び意見の申出の概要	資-59

1 令和3年度職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和3年4月1日現在で調査したものである。

(2) 調査対象職員

職員の給与に関する条例（昭和26年7月青森県条例第37号）の給料表の適用を受ける職員
任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年12月青森県条例第68号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

任期付職員の採用等に関する条例（平成14年12月青森県条例第88号）の給料表の適用を受ける職員（※該当者なし）

(3) 調査事項

所属、職名、年齢、経験年数、学歴、性別、適用給料表及び給与（給料、扶養手当、住居手当、通勤手当等）

(4) 調査の方法

調査対象職員について、人事委員会事務局が、各任命権者において作成した給与マスターテープ等を基に電算処理を行い、集計した。

第1表 給料表適用人員

部 局 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
知 事	3,089		29	
警 察	333	2,240	1	
教 育 委 員 会	264			57
高 等 学 校、特 別 支 援 学 校	206		12	2,848
中 学 校、小 学 校	367			
そ の 他	74			
計	4,333	2,240	42	2,905

第2表 給料表別平均給与月額等

給 与 額 等 \ 給 料 表	行 政 職	警 察 職	海 事 職	教 育 職 (一)
給 料 月 額 (円)	313,471	305,137	377,550	364,491
教 職 調 整 額 (円)	—	—	—	13,181
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 (円)	—	—	—	5,289
扶 養 手 当 (円)	7,877	11,054	13,095	9,015
管 理 職 手 当 (円)	7,999	2,297		3,524
地 域 手 当 (円)	514	117		
初 任 給 調 整 手 当 (円)	31			
住 居 手 当 (円)	7,910	9,610	5,321	7,605
単 身 赴 任 手 当 (基 礎 額) (円)	568	3,254	1,429	444
特 地 勤 務 手 当 等 (円)	38	186		122
へ き 地 手 当 等 (円)	104			
寒 冷 地 手 当 (円)	4,971	5,740	6,324	5,207
給 与 月 額 (円)	343,483	337,394	403,719	408,879
扶 養 親 族 数 (人)	0.78	1.18	1.31	0.87
年 齢 (歳)	41.2	37.3	47.4	44.7
経 験 年 数 (年)	19.9	16.2	28.1	22.0
修 学 年 数 (年)	14.6	14.4	12.2	15.9

(單位 人)

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
	73	9	190	87	3,477
	15				2,589
66	10		1		398
			7		3,073
6,432			22		6,821
					74
6,498	98	9	220	87	16,432

教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
370,687	330,769	509,144	310,590	298,613	344,238
12,469	—	—	—	—	7,261
5,994	—	—	—	—	3,305
7,997	8,439	8,556	6,000	4,747	8,534
7,239	5,089	73,711	3,580		6,027
		94,626			203
	459	152,900	8,216		205
5,152	11,056	3,000	8,281	7,448	7,009
439	306		682		860
	779				62
1,205			223		507
4,948	5,330	5,417	4,663	4,041	5,105
416,129	362,227	847,354	342,235	314,849	383,316
0.73	0.77	1.11	0.58	0.43	0.83
46.6	42.4	56.6	41.6	38.3	43.4
24.0	19.5	30.3	18.4	16.5	21.4
15.9	15.9	16.0	15.6	15.1	15.4

第3表 給料表別、級別給料月額等

給料表		行政職					警察職				
区分	人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均				
		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)	
級別	1	751	190,018	24.3	3.5	14.3	270	202,795	21.8	2.5	13.1
	2	702	233,146	31.1	9.4	15.0	835	262,587	31.0	9.5	14.7
	3	693	301,787	40.1	18.4	14.5	563	323,962	40.6	18.8	14.8
	4	1,079	367,639	47.5	26.1	14.7	373	382,792	49.0	28.2	14.1
	5	578	389,153	52.2	31.2	14.4	80	409,286	51.8	31.2	14.0
	6	316	402,840	54.6	33.3	14.8	54	422,119	53.7	32.9	14.3
	7	146	426,893	55.6	33.6	15.4	36	431,383	54.7	34.7	13.7
	8	46	450,528	58.0	36.0	15.5	18	449,556	56.3	36.4	13.3
	9	22	490,859	57.5	35.0	15.9	11	469,155	57.3	36.5	14.2
	10	0	0	0	0	0.0					
計		4,333	313,471	41.2	19.9	14.6	2,240	305,137	37.3	16.2	14.4

給料表		研究職				医療職 (一)					
区分	人員 (人)	1人当たり平均				人員 (人)	1人当たり平均				
		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)		給料月額 (円)	年齢 (歳)	経験年数 (年)	修学年数 (年)	
級別	1	22	229,714	28.7	6.1	16.0	1	362,400	31.0	6.0	16.0
	2	25	300,740	38.6	15.8	15.8	0	0	0.0	0.0	0.0
	3	43	381,993	49.5	26.3	15.9	8	527,488	59.8	33.4	16.0
	4	8	427,188	53.8	31.5	16.0	0	0	0.0	0.0	0.0
	5	0	0	0.0	0.0	0.0					
	6										
	7										
計		98	330,769	42.4	19.5	15.9	9	509,144	56.6	30.3	16.0

海 事 職					教 育 職 (一)					教 育 職 (二)				
人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均				人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均				人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
2	214,450	21.5	1.5	14.0	83	268,002	35.9	14.1	14.6	0	0	0.0	0.0	0.0
1	303,500	39.0	20.0	12.0	2,642	361,533	44.2	21.5	15.9	5,647	361,434	45.4	22.8	15.9
21	366,462	45.2	25.8	12.5	106	446,162	54.3	31.7	16.0	437	425,793	52.4	29.9	16.0
18	412,722	53.3	34.2	11.8	74	461,343	57.3	34.8	16.0	414	438,734	56.7	34.1	16.0
0	0	0.0	0.0	0.0										
42	377,550	47.4	28.1	12.2	2,905	364,491	44.7	22.0	15.9	6,498	370,687	46.6	24.0	15.9

医 療 職 (二)					医 療 職 (三)				
人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均				人 員 (人)	1 人 当 たり 平 均			
	給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)		給 料 月 額 (円)	年 齢 (歳)	経 験 年 数 (年)	修 学 年 数 (年)
0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0.0
80	230,821	29.6	6.6	15.7	42	247,090	29.4	7.3	15.5
21	289,967	41.0	15.3	15.7	18	299,322	38.2	16.1	15.2
36	333,561	46.1	23.3	15.1	9	362,333	48.2	27.3	14.4
71	378,446	50.5	27.4	15.7	18	386,261	54.1	33.1	14.7
8	400,950	56.8	33.6	16.0	0	0	0.0	0.0	0.0
4	422,300	58.3	36.0	16.0	0	0	0.0	0.0	0.0
220	310,590	41.6	18.4	15.6	87	298,613	38.3	16.5	15.1

第4表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

(単位 人)

号給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1												
2										1		
3												
4								1				
5		16	1	1								
6		1										
7		2	2					1		2		
8		2	3									
9		18	70							3		
10		1	3							2		
11		1	8							1		
12		4	5	1						2		
13		26	80	1				1		6		
14		3	11	1						3		
15		2	8	3								
16		1	9	3								
17		21	46	1								
18		3	10	2					3			
19		5	20	30					3			
20		1	8	2					8			
21		23	63	9					6			
22		4	7	6					5			
23		4	22	36					8			
24		2	4	8					3	1		
25		111	52	18					2			
26		6	14	10					2			
27		9	11	20					2			
28		4	12	8					4			
29		103	47	20				10				
30		7	8	6	1			17				
31		9	23	18	1			40				
32		4	9	15				14				
33		94	30	9				4				
34		13	10	8	2			15				
35		9	9	9	2			12				
36		6	5	8	6							
37		112	11	16	1			8				
38		10	9	7	3			7				
39		12	7	16	4							
40		3	3	11	6							
41		18	5	16	4			6		1		
42		9	4	5	3							
43		5	3	4	3			2				
44		5	1	6	7			1				
45		10	3	12	14			2				
46		3	2	4	2							
47		3	2	10	10							
48		2	2	9	10							
49		9	3	14	7		1					
50		3	4	14	18		2		2			
51		1		8	9		30					
52				11	27	1	12					
53		4	1	6	25	1	34					
54		2	2	12	29	1	10					
55		4	2	10	16	3	42		1			
56		3		5	21	1	26					
57		3	1	6	34	1	17					
58			1	12	31	2	8					
59		2		8	28	2	42					
60			2	19	22	5	6		1			
61		2		2	47	2	7		1			
62		1	1	8	29	8	2					
63		1	2	12	32		39					
64				11	14	13	3					
65		1		2	30	4	4					
66				7	43	6	5					
67			2	4	28	12	11					
68				8	37	7	2					
69		3	1	5	33	16	1					
70			1	8	41	12	3					
71				10	20	13	2					
72				1	17	23	1					
73					24	22	1					
74			3	8	19	25	1					
75				6	28	7	1					
76				11	15	27	1					

号給	職務の級										計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
77	1	1	6	14	20						
78			6	14	17						
79	1		4	10	10						
80			4	18	23						
81	1	1	4	9	41						
82		1	4	11	19						
83			5	5	10	1					
84			5	13	9	1					
85			6	2	25						
86	1		2	7	30						
87			4	4	10						
88			4	4	15						
89		1	4	16	28						
90			2	8	20						
91			1	2	12						
92			1	5	11						
93	1		1	5	64						
94			3	3							
95		1	1	8							
96			5	7							
97				3							
98			1	2							
99		1	2	4							
100		1		9							
101		1		93							
102			1								
103		1									
104											
105		1	1								
106			3								
107			1								
108			2								
109											
110											
111			1								
112			3								
113			10								
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125		3									
計	751	702	693	1,079	578	316	146	46	22		4,333
男	410	381	388	687	414	274	141	44	21		2,760 (63.7%)
女	341	321	305	392	164	42	5	2	1		1,573 (36.3%)

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした(以下第4表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1											
2											
3		18									
4		1									
5											
6											
7		1									
8											
9		32									
10		3									
11		1						1			
12		2									
13		32									
14		2									
15		3									
16											
17		22									
18		2									
19		34									
20		3	1								
21		29	51								
22		2	3								
23		3	10								
24		4	2								
25		48	50	1							
26		2	1								
27		5	4								
28		2	1								
29		1	59	3							
30		1	1								5
31			13	5							4
32		2	3								1
33		3	52	3							1
34		1	4								
35			13	2							
36		1	5	2							
37		1	26	3							
38			9								
39		2	20	1							
40		1	4								
41		1	33	7	1						
42		1	6	1					4		
43			23	7	1						
44		1	11	3					6		
45			34	8	2				1		
46			8	4	1						
47		1	17	11	3				1		
48			4	4					1		
49			23	14	1				1		
50			9	1							
51			18	7	2						
52			4	5				2			
53			18	8	2			4	1		
54			5	3				8	2		
55			24	5	1			2			
56			12	7	1			2			
57		1	35	14	2			2			
58			6	6	1			2			
59			18	11	1	2		3	1		
60			12	5	2	1					
61			14	13	3	2		1			
62			5	5	2	1					
63			15	16	4	2		1			
64			6	2			1	2			
65			5	10	4	2					
66			4	7	4			2			
67			12	14	3		1	1			
68			7	6	1		2				
69			4	8	5	9	3				
70			2	7	3	4					
71			8	15	6	4	2	1			
72			8	5	2	2	2	1			
73			10	13	8	4	2				
74			1	8	1	2	1				
75			3	11	5	6	5				
76			5	7	4	3	2				

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
77			8	9	3	5	1				
78			4	7	3			1			
79			5	15	5	3					
80			5	4	5	2					
81			6	21		2	4				
82			2	1	5	1	3				
83			5	9	8	3	3				
84			1	6	2	1					
85			7	7	5	2	1				
86			3	3	7	2	1				
87			2	7	7	1	2				
88			1	4	1		3				
89			1	4	6	1	3				
90			2	4	2		5				
91			3	7	5						
92			1	4	4						
93			1	7	5		7				
94			3	5	3						
95			3	8	2						
96				1	2						
97			1	3	4						
98			1	3	2						
99			1	4	5						
100				3	4						
101			1	2	3	13					
102			1	4	2						
103			2	1	10						
104				4	7						
105				3	8						
106				2	1						
107			2	1	1						
108				1	3						
109				4	2						
110			1	1	2						
111			1	5	2						
112				2	1						
113				3	2						
114				2	6						
115				5	3						
116				1	4						
117				5	4						
118				2	6						
119				5	6						
120				2	5						
121				3	11						
122				1	3						
123				5	5						
124					3						
125		1		6	102						
126				3							
127				2							
128				2							
129				4							
130				2							
131				6							
132				4							
133				3							
134				1							
135				4							
136				1							
137				6							
138											
139				1							
140											
141				10							
142											
143											
144											
145											
計		270	835	563	373	80	54	36	18	11	2,240
男		201	736	506	354	78	54	36	18	11	1,994 (89.0%)
女		69	99	57	19	2					246 (11.0%)

海事職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18							
19		1					
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35							
36							
37							
38					1		
39							
40							
41							
42				1	1		
43					1		
44				1			
45							
46					1		
47				2	1		
48							
49					1		
50							
51							
52							
53			1				
54					4		
55				1			
56							
57							
58							
59					3		
60							
61					2		
62					1		
63				1	1		
64				1			
65				2			
66							
67				1			
68							
69				1			
70							
71							
72							
73				2			
74				1			
75							
76				2			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計	
77								
78								
79								
80				1				
81								
82								
83				1				
84				1				
85								
86					1			
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101				2				
計		2	1	21	18			42
男		2	1	21	18			42 (100.0%)
女								0 (0.0%)

教育職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1			11			
2						
3			2			
4						
5			15			
6						
7			1			
8						
9	1		23			
10						
11			3			
12						
13	1		19			
14			3			
15			5			
16			4			
17			24			
18	1					
19	1		6		2	
20	1		1			
21			21			
22			3		5	
23			7		5	
24			2		3	
25	1		25		13	
26			1		9	
27			13		15	
28			6		7	
29			26		7	
30			3			
31	1		5		3	
32	1		4		2	
33	1		33		2	
34			6			
35			14		1	
36			4			
37			33			
38			4			
39			11			
40			8			
41	4		29			
42	1		3			
43			13			
44			6			
45	4		32			
46	1		13			
47	1		19			
48			14			
49	1		25			
50	1		5			
51			14	1		
52			17			
53			29	1		
54	1		15			
55	1		14	1		
56			14			
57	1		26	1		
58	1		9	5		
59	1		19	8		
60	1		12	4		
61	3		22	2		
62	2		15	16		
63			28	8		
64			17	5		
65			30	5		
66			15	14		
67			20	6		
68	1		16	2		
69	2		29	5		
70	2		18	10		
71	1		18	5		
72	4		14	2		
73	2		30	3		
74	1		17	1		
75	2		17			
76	1		10			

号 給	職務の級				計
	1	2	3	4	
77	3	25	1		
78		31			
79	1	28			
80	4	28			
81	1	28			
82		26			
83	1	15			
84		31			
85	2	20			
86	3	25			
87		24			
88	2	22			
89		24			
90		24			
91		28			
92	1	27			
93		20			
94	1	28			
95		22			
96	1	35			
97		25			
98	1	28			
99	1	26			
100		28			
101	2	35			
102		26			
103	1	21			
104		28			
105	1	23			
106	1	22			
107	3	22			
108		18			
109	1	29			
110		20			
111	1	29			
112		20			
113	1	23			
114		16			
115		27			
116		22			
117		38			
118		20			
119		20			
120		25			
121		31			
122		24			
123		31			
124		29			
125		47			
126		48			
127		55			
128		41			
129		57			
130		58			
131		30			
132		54			
133		31			
134		6			
135		3			
136		1			
137	1	4			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	83	2,642	106	74	2,905
男	46	1,461	90	64	1,661 (57.2%)
女	37	1,181	16	10	1,244 (42.8%)

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 号 給	1	2	3	4	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		31			
14					
15		5			
16					
17		54			
18		1		1	
19		3		1	
20		2		10	
21		57		44	
22				70	
23		11		59	
24		2		35	
25		59		50	
26		1		25	
27		11		30	
28		3		21	
29		52		23	
30		4		21	
31		6		11	
32		7		11	
33		54		2	
34		2			
35		10			
36		9			
37		61			
38		8			
39		16			
40		11			
41		74			
42		3			
43		13			
44		13			
45		58			
46		9			
47		10			
48		16			
49		47			
50		9			
51		17			
52		17			
53		48			
54		6			
55		14			
56		22			
57		48			
58		12			
59		20	1		
60		20			
61		40	1		
62		8			
63		26	2		
64		25			
65		35	3		
66		7	2		
67		27	3		
68		9	6		
69		51	1		
70		19	5		
71		27	3		
72		21	6		
73		43	8		
74		21	13		
75		36	16		
76		18	11		

号 給	職務の級				計
	1	2	3	4	
77		25	17		
78		43	40		
79		29	15		
80		22	8		
81		33	12		
82		25	51		
83		34	20		
84		24	11		
85		41	22		
86		29	40		
87		38	15		
88		35	12		
89		28	28		
90		46	21		
91		25	9		
92		47	11		
93		36	24		
94		38			
95		34			
96		48			
97		36			
98		38			
99		30			
100		43			
101		51			
102		35			
103		37			
104		30			
105		47			
106		37			
107		35			
108		51			
109		40			
110		48			
111		38			
112		44			
113		55			
114		52			
115		34			
116		42			
117		42			
118		58			
119		55			
120		46			
121		49			
122		57			
123		56			
124		47			
125		54			
126		65			
127		72			
128		48			
129		73			
130		76			
131		68			
132		74			
133		101			
134		73			
135		92			
136		109			
137		155			
138		148			
139		151			
140		143			
141		202			
142		178			
143		114			
144		126			
145		80			
146		59			
147		55			
148		17			
149		32			
計		5,647	437	414	6,498
男		1,992	372	361	2,725 (41.9%)
女		3,655	65	53	3,773 (58.1%)

研究職給料表

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1		1			
26							
27							
28							
29				1			
30							
31				1			
32							
33		2					
34							
35							
36							
37		2	1	1			
38							
39				1			
40		1	1	1			
41		3	1				
42			1				
43			1				
44			2				
45		3					
46			2	1			
47			1	1	1		
48					2		
49							
50				1			
51		1	2	1			
52			1				
53		1	1				
54			2				
55				1			
56				1			
57		2					
58				2			
59			1				
60				2			
61				2	1		
62							
63		1	1	3	1		
64							
65			1				
66			1	2	1		
67		2	1				
68							
69		2	1				
70							
71							
72							
73		1			2		
74				1			
75							
76							

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	計
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86				2			
87							
88							
89		1	16				
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101		1					
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116		1					
117							
118							
119							
120							
121							
計		22	25	43	8		98
男		14	21	28	8		71 (72.4%)
女		8	4	15			27 (27.6%)

医療職給料表(一)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37		1				
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52				1		
53						
54						
55						
56				1		
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65				1		
66						
67						
68						
69						
70						
71				1		
72						
73						
74						
75						
76						

号 給	職務の級	1	2	3	4	計
77						
78						
79						
80				1		
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89				2		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
計		1		8		9
男		1		5		6 (66.7%)
女				3		3 (33.3%)

医療職給料表(二)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5			1						
6									
7									
8									
9			2						
10									
11									
12									
13									
14									
15			8						
16									
17			4						
18			1						
19			10						
20									
21			1						
22									
23			5						
24									
25			4					4	
26			1						
27			9	2		2			
28									
29			4						
30				1					
31			5						
32									
33			2	1					
34									
35				1					
36				1					
37									
38			2		1				
39			2						
40				1		1			
41			1			1			
42									
43			3	1	1				
44			1			2			
45			1	1	1				
46						2			
47			4	1		1	4		
48			1		1	1	2		
49			1			2			
50				1	1	1			
51				1	2	2	2		
52					2	2			
53			2						
54						2			
55			2	2		2			
56						1			
57				1	1	3			
58					1	2			
59					1	1			
60				1					
61			1		1	1			
62									
63				2		3			
64									
65				1	2	3			
66									
67				1		1			
68					2	2			
69					1				
70									
71			1						
72						1			
73						3			
74			1		2				
75						3			
76						1			

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77					1				
78				1	2	1			
79						1			
80						1			
81						1			
82					1				
83						2			
84									
85						1			
86						1			
87					1	2			
88						2			
89					2				
90						1			
91					2				
92									
93					1	14			
94									
95					1				
96									
97									
98					1				
99									
100					1				
101									
102									
103									
104					1				
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
計		80	21	36	71	8	4	220	
男		34	6	7	38	5	4	94 (42.7%)	
女		46	15	29	33	3		126 (57.3%)	

医療職給料表(三)

(単位 人)

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10			5						
11									
12									
13									
14			3						
15									
16									
17									
18			2						
19									
20									
21									
22									
23			2						
24									
25									
26									
27			5						
28									
29			2	1					
30									
31									
32									
33			3	1					
34			1						
35			1	1					
36									
37									
38				1					
39			3	1		1			
40									
41			2	2		1			
42									
43									
44									
45			1	2					
46				1					
47			2	2					
48									
49			1						
50									
51									
52									
53			2						
54									
55			2	2					
56									
57									
58									
59									
60									
61					1				
62						1			
63									
64				1					
65									
66									
67									
68			1						
69									
70									
71									
72									
73				1					
74						1			
75									
76				1					

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計
77									
78									
79									
80									
81									
82									
83					1				
84					1	1			
85			1						
86					1				
87			2						
88									
89					1				
90									
91					1				
92									
93						13			
94									
95					1				
96									
97									
98					1				
99									
100				1					
101									
102									
103					1				
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									

号 給	職務の級	1	2	3	4	5	6	7	計	
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
計			42	18	9	18				87
男			4							4 (4.6%)
女			38	18	9	18			83 (95.4%)	

第5表 給料表別、級別、年齢別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満											
18歳以上 20歳未満	38										38
20歳以上 25歳未満	391										391
25歳以上 30歳未満	280	305	1				1				587
30歳以上 35歳未満	35	294	101				2				432
35歳以上 40歳未満	7	69	241	12							329
40歳以上 45歳未満		18	223	262	6						509
45歳以上 50歳未満		7	92	529	141	12	1		2		784
50歳			9	36	51	6					102
51 "		1	3	49	57	17	2				129
52 "		1	8	42	66	36	6				159
53 "		2	5	36	60	57	6				166
54 "			2	17	39	31	17				106
55 "		1	2	22	36	28	25				114
56 "		1	2	21	21	33	21	5	1		105
57 "			2	22	24	33	21	11	1		114
58 "		1		17	44	30	19	11	5		127
59 "		1		14	33	33	24	19	13		137
60歳以上		1	2				1				4
計	751	702	693	1,079	578	316	146	46	22		4,333

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第5表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 年 齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳 未 満										
18 歳 以 上 20 歳 未 満	52									52
20 歳 以 上 25 歳 未 満	196	58								254
25 歳 以 上 30 歳 未 満	16	313	9							338
30 歳 以 上 35 歳 未 満	5	278	88				1			372
35 歳 以 上 40 歳 未 満		125	172	27						324
40 歳 以 上 45 歳 未 満		48	161	96	6					311
45 歳 以 上 50 歳 未 満		13	60	79	26	8				186
50 歳	1		20	13	2	4	2			42
51 〃			8	10	1	3	2			24
52 〃			11	8	6	4	3	1		33
53 〃			10	14	5	4	3	2		38
54 〃			6	6	5	6	4	2		29
55 〃			9	14	4	6	2	1		36
56 〃			5	25	8	5	6	2	3	54
57 〃			3	21	4	6	2	3	4	43
58 〃				31	4	4	5	4	2	50
59 〃			1	29	9	4	6	3	2	54
60 歳 以 上										
計	270	835	563	373	80	54	36	18	11	2,240

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	2					2
25歳以上 30歳未満						
30歳以上 35歳未満						
35歳以上 40歳未満		1	2			3
40歳以上 45歳未満			6			6
45歳以上 50歳未満			10	4		14
50歳			1	2		3
51 "				1		1
52 "				1		1
53 "			1	1		2
54 "				1		1
55 "				1		1
56 "				2		2
57 "				1		1
58 "				3		3
59 "			1	1		2
計	2	1	21	18		42

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満	6	51			57
25歳以上 30歳未満	14	167			181
30歳以上 35歳未満	9	249			258
35歳以上 40歳未満	27	305			332
40歳以上 45歳未満	20	439			459
45歳以上 50歳未満	5	614	3		622
50歳	1	99	5		105
51 "	1	96	7		104
52 "		71	12		83
53 "		82	15		97
54 "		67	15	4	86
55 "		80	16	9	105
56 "		83	7	10	100
57 "		60	8	14	82
58 "		79	15	15	109
59 "		100	3	22	125
計	83	2,642	106	74	2,905

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満		155			155
25歳以上 30歳未満		385			385
30歳以上 35歳未満		413			413
35歳以上 40歳未満		471			471
40歳以上 45歳未満		728			728
45歳以上 50歳未満		1,182	66		1,248
50歳		288	41		329
51 "		259	52	4	315
52 "		280	70	8	358
53 "		220	64	26	310
54 "		230	56	24	310
55 "		234	31	41	306
56 "		225	26	63	314
57 "		199	13	84	296
58 "		210	12	77	299
59 "		168	6	87	261
計		5,647	437	414	6,498

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	計
18歳未満						
18歳以上 20歳未満						
20歳以上 25歳未満	3					3
25歳以上 30歳未満	10					10
30歳以上 35歳未満	8	3				11
35歳以上 40歳未満	1	14	1			16
40歳以上 45歳未満		5	4			9
45歳以上 50歳未満		2	13	1		16
50歳		1	6			7
51 "			4	2		6
52 "			6			6
53 "			1			1
54 "			3	2		5
55 "			2			2
56 "			3	1		4
57 "				1		1
58 "						
59 "				1		1
計	22	25	43	8		98

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	計
18歳未満					
18歳以上 20歳未満					
20歳以上 25歳未満					
25歳以上 30歳未満					
30歳以上 35歳未満	1				1
35歳以上 40歳未満					
40歳以上 45歳未満					
45歳以上 50歳未満			2		2
50 歳					
51 "					
52 "					
53 "					
54 "					
55 "					
56 "					
57 "					
58 "					
59 "					
60歳以上			6		6
計	1		8		9

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		6						6
25歳以上 30歳未満		41						41
30歳以上 35歳未満		23	3					26
35歳以上 40歳未満		8	7	2				17
40歳以上 45歳未満			6	iry	8			14
45歳以上 50歳未満		1	2	10	22			35
50 歳			1	3	8			12
51 "		1	1	1	4			7
52 "				2	2	1		5
53 "			1	2	3			6
54 "					4			4
55 "				1	9	1		11
56 "					4	1		5
57 "				1	2	1	1	5
58 "					3	2	1	6
59 "					2	2	2	6
計		80	21	22	71	8	4	206

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
18歳未満								
18歳以上 20歳未満								
20歳以上 25歳未満		10						10
25歳以上 30歳未満		15						15
30歳以上 35歳未満		10	2					12
35歳以上 40歳未満		2	9					11
40歳以上 45歳未満		3	6	1	2			12
45歳以上 50歳未満		2	1	6	1			10
50 歳				1				1
51 〃					1			1
52 〃				1				1
53 〃					2			2
54 〃					2			2
55 〃					1			1
56 〃					1			1
57 〃					1			1
58 〃					2			2
59 〃					5			5
計		42	18	9	18			87

第6表 給料表別、級別、経験年数別人員

行政職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
1年未満	112										112
1年	107										107
2 "	119										119
3 "	134										134
4 "	53	72									125
5 "	50	72									122
6 "	50	61					1				112
7 "	35	80	1								116
8 "	45	64									109
9 "	17	82	3								102
10 "	13	66	41								120
11 "	6	61	57				2				126
12 "	1	22	42								65
13 "	3	22	40								65
14 "	1	17	26								44
15 "	2	19	31	1							53
16 "	2	13	50	2							67
17 "	1	7	47	12							67
18 "		7	38	17							62
19 "		7	24	28							59
20 "		6	34	55							95
21 "		2	41	85	2						130
22 "		3	39	88	6						136
23 "		5	51	74	12	1	1		1		145
24 "		3	19	89	22						133
25 "			18	74	31	3			1		127
26 "			17	92	41	3					153
27 "		2	14	80	42	11					149
28 "		2	20	67	40	9					138
29 "		1	11	69	48	24	2				155
30 "			11	78	47	36	10				182
31 "		1	4	36	44	36	12				133
32 "		1	2	24	27	22	22	1			99
33 "			1	20	31	33	22	2	1		110
34 "		1	3	9	33	20	12	7	1		86
35 "		1	4	16	22	23	13	6	1		86
36 "		1	1	9	24	23	17	12	9		96
37 "				13	22	21	15	12	7		90
38 "			2	15	11	11	5	3	1		48
39 "			1	14	14	12	5	2			48
40 "				8	38	14	6				66
41年以上		1		4	21	14	1	1			42
計	751	702	693	1,079	578	316	146	46	22		4,333

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(以下第6表の各表において同じ。)

警察職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1年未満	54									54
1年	67									67
2 "	40	33								73
3 "	28	32								60
4 "	33	34								67
5 "	34	42								76
6 "	4	78	1							83
7 "	6	84	7							97
8 "	1	77	3							81
9 "		75	7				1			83
10 "		74	15							89
11 "	1	64	22							87
12 "		45	32							77
13 "	1	39	27	4						71
14 "		38	49	2						89
15 "		30	44	7						81
16 "		27	53	7						87
17 "		16	43	13						72
18 "		14	41	14						69
19 "		11	29	24	2					66
20 "		9	25	20						54
21 "		4	16	20	3					43
22 "		2	17	13	2	1				35
23 "		3	9	22	4	1				39
24 "		2	10	17	5					34
25 "			9	8	6					23
26 "			8	7	1					16
27 "		1	9	6	1	5				22
28 "			12	10	3	3	2			30
29 "		1	11	9	3	2				26
30 "			5	10	2	2	1			20
31 "			11	9	6	3	2			31
32 "	1		17	12	6	6	4			46
33 "			8	12	2	9	4	1	2	38
34 "			7	11	5	7	3	1	2	36
35 "			4	15	5	2	2	6	1	35
36 "			3	11	5	3	3	3	1	29
37 "			7	16	4	2	2	1		32
38 "			1	21	5		3	3	2	35
39 "			1	15	4	2	1		1	24
40 "				18	2	2	3	3	1	29
41年以上				20	4	4	5		1	34
計	270	835	563	373	80	54	36	18	11	2,240

海事職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満						
1年	1					1
2 "	1					1
3 "						
4 "						
5 "						
6 "						
7 "						
8 "						
9 "						
10 "						
11 "						
12 "						
13 "						
14 "						
15 "						
16 "						
17 "						
18 "						
19 "			1			1
20 "		1				1
21 "			2			2
22 "						
23 "			3			3
24 "			5			5
25 "			2			2
26 "			1			1
27 "			3			3
28 "			1			1
29 "				4		4
30 "				1		1
31 "			1	1		2
32 "				1		1
33 "				2		2
34 "			1			1
35 "				1		1
36 "				2		2
37 "				3		3
38 "						
39 "						
40 "				1		1
41年以上			1	2		3
計	2	1	21	18		42

教育職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満		13			13
1年	1	17			18
2 "	2	28			30
3 "	2	28			30
4 "	1	37			38
5 "	6	32			38
6 "	4	39			43
7 "	3	42			45
8 "	3	55			58
9 "	3	54			57
10 "	3	48			51
11 "		59			59
12 "	5	67			72
13 "	4	63			67
14 "	3	53			56
15 "	6	64			70
16 "	8	70			78
17 "	3	85			88
18 "	1	82			83
19 "	3	87			90
20 "	2	89			91
21 "	8	117			125
22 "	1	108			109
23 "	3	125			128
24 "	4	110	1		115
25 "	1	106	1		108
26 "	1	108	1		110
27 "		109	3		112
28 "	1	82	7		90
29 "	1	92	10		103
30 "		61	10		71
31 "		80	14		94
32 "		77	20	10	107
33 "		74	9	8	91
34 "		80	15	12	107
35 "		68	6	16	90
36 "		85	9	15	109
37 "		40		13	53
38 "		1			1
39 "		4			4
40 "		1			1
41年以上		2			2
計	83	2,642	106	74	2,905

教育職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満		36			36
1年		59			59
2年		73			73
3年		71			71
4年		68			68
5年		70			70
6年		92			92
7年		97			97
8年		88			88
9年		85			85
10年		93			93
11年		92			92
12年		85			85
13年		92			92
14年		96			96
15年		97			97
16年		112			112
17年		117			117
18年		143			143
19年		149			149
20年		173			173
21年		170			170
22年		179			179
23年		199	4		203
24年		220	7		227
25年		241	13		254
26年		237	22		259
27年		246	51		297
28年		257	32	3	292
29年		261	60	8	329
30年		274	69	12	355
31年		226	63	31	320
32年		227	46	32	305
33年		231	27	52	310
34年		209	24	80	313
35年		207	8	87	302
36年		189	7	67	263
37年		76	3	40	119
38年		8		2	10
39年		2	1		3
40年					
41年以上					
計		5,647	437	414	6,498

研究職給料表

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	計
1年未満	1					1
1年						
2年	2					2
3年	2					2
4年	4					4
5年	3					3
6年						
7年	2					2
8年	2					2
9年	1					1
10年	2					2
11年	2	2				4
12年	1	6				7
13年		2				2
14年		2				2
15年		3	1			4
16年		2				2
17年		1				1
18年		1	1			2
19年		1	1			2
20年		1				1
21年			1			1
22年			4			4
23年		2	2			4
24年		1	6			7
25年			4			4
26年			1	1		2
27年		1	4			5
28年			7	1		8
29年			2	1		3
30年			2			2
31年			2	1		3
32年			1	1		2
33年			2			2
34年			1	1		2
35年				1		1
36年						
37年				1		1
38年			1			1
39年						
40年						
41年以上						
計	22	25	43	8		98

医療職給料表(一)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	計
1年未満					
1年					
2 "					
3 "					
4 "					
5 "					
6 "	1				1
7 "					
8 "					
9 "					
10 "					
11 "					
12 "					
13 "					
14 "					
15 "					
16 "					
17 "					
18 "					
19 "					
20 "			1		1
21 "					
22 "			1		1
23 "					
24 "					
25 "					
26 "					
27 "					
28 "					
29 "					
30 "					
31 "			2		2
32 "					
33 "					
34 "					
35 "					
36 "					
37 "					
38 "					
39 "			1		1
40 "			2		2
41年以上			1		1
計	1		8		9

医療職給料表(二)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満								
1年		1						1
2 "		11						11
3 "		7						7
4 "		6						6
5 "		12						12
6 "		6						6
7 "		6						6
8 "		9	1					10
9 "		5	1					6
10 "		7	2					9
11 "		1	2					3
12 "		3	1					4
13 "		3	1	1				5
14 "			1	2				3
15 "			2	1				3
16 "		2	3	1				6
17 "		1	1	1				3
18 "				2				2
19 "			2	5	2			9
20 "				2	2			4
21 "			1	2	5			8
22 "			1	1	4			6
23 "			1	2	7			10
24 "			1	1	1			3
25 "					5			5
26 "				3	5			8
27 "				1	7			8
28 "				2	2			4
29 "				2	7	1		10
30 "				2	5			7
31 "					4			4
32 "				2	3	1		6
33 "				1	3	1		5
34 "				1	2	2	1	6
35 "				1	3	2		6
36 "					2		1	3
37 "					1	1	2	4
38 "					1			1
39 "								
40 "								
41年以上								
計		80	21	36	71	8	4	220

医療職給料表(三)

(単位 人)

職務の級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計
1年未満		5						5
1年		3						3
2 "		2						2
3 "		2						2
4 "		6						6
5 "		3						3
6 "								
7 "		4						4
8 "		3						3
9 "		2						2
10 "		3	1					4
11 "		1	1					2
12 "		1	3					4
13 "		1	3					4
14 "		1	1					2
15 "			1					1
16 "		1						1
17 "			1					1
18 "			2		1			3
19 "			1					1
20 "		1		1	1			3
21 "			1					1
22 "		2	1					3
23 "			1					1
24 "		1						1
25 "								
26 "				1				1
27 "			1	2	1			4
28 "				2				2
29 "				2	1			3
30 "								
31 "								
32 "				1				1
33 "					4			4
34 "					1			1
35 "								
36 "					1			1
37 "					6			6
38 "					1			1
39 "					1			1
40 "								
41年以上								
計		42	18	9	18			87

第7表 給料表別、級別、学歴別人員

給料表	学歴 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均 修学 年数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	
行政職	1	434	6	311		14.3
	2	518	4	180		15.0
	3	433	9	251		14.5
	4	710	26	343		14.7
	5	346	8	224		14.4
	6	215	5	96		14.8
	7	123	1	22		15.4
	8	40	1	5		15.5
	9	21	1			15.9
	10					
計	2,840	61	1,432		14.6	
警察職	1	72	4	194		13.1
	2	550	30	255		14.7
	3	382	27	154		14.8
	4	191	10	172		14.1
	5	40	1	39		14.0
	6	31	1	22		14.3
	7	15		21		13.7
	8	6		12		13.3
	9	6		5		14.2
	計	1,293	73	874		14.4
海事職	1		2			14.0
	2			1		12.0
	3		5	16		12.5
	4		1	15	2	11.8
	5					
	計		8	32	2	12.2
教育職(一)	1	40	26	17		14.6
	2	2,533	73	36		15.9
	3	105	1			16.0
	4	73	1			16.0
	計	2,751	101	53		15.9
教育職(二)	1					
	2	5,495	150	2		15.9
	3	435	1	1		16.0
	4	407	7			16.0
	計	6,337	158	3		15.9

給料表	学歴 職務の級	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均 修学 年数 (年)
		(人)	(人)	(人)	(人)	
研究職	1	22				16.0
	2	24		1		15.8
	3	42		1		15.9
	4	8				16.0
	5					
	計	96		2		15.9
医療職(一)	1	1				16.0
	2					
	3	8				16.0
	4					
	計	9				16.0
医療職(二)	1					
	2	66	14			15.7
	3	18	3			15.7
	4	20	16			15.1
	5	59	12			15.7
	6	8				16.0
	7	4				16.0
計	175	45			15.6	
医療職(三)	1					
	2	31	11			15.5
	3	11	7			15.2
	4	2	7			14.4
	5	6	12			14.7
	6					
	7					
計	50	37			15.1	

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第8表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	受給者	6,500円 (配偶者) 〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕	10,000円 (子)	6,500円 (その他の 扶養親族) 〔行政職給料表 8級相当は 3,500円。 9級以上相当 は支給しない。〕	扶養 親族計	加算額 5,000円 〔満16歳年度 初めから満 22歳年度末 までの間に ある子〕	受給者 1人当たり 平均手当 月額
行政職	1,738 ^人	845 ^人	2,282 ^人	252 ^人	3,379 ^人	850 ^人	19,638 ^円
警察職	1,237	863	1,730	41	2,634	321	20,016
海事職	27	19	35	1	55	14	20,370
教育職(一)	1,307	499	1,880	154	2,533	629	20,038
教育職(二)	2,578	757	3,638	341	4,736	1,690	20,158
研究職	36	16	57	2	75	28	22,972
医療職(一)	8	8	2	0	10	1	9,625
医療職(二)	73	25	97	5	127	31	18,082
医療職(三)	21	0	35	2	37	10	19,667
計	7,025	3,032	9,756	798	13,586	3,574	19,962

第9表 住居手当の支給状況

その1 職員の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	受 給 者				受給者1人 当たり平均 手当月額
	手当月額 11,000円未満	手当月額 11,000円以上 27,000円未満	手当月額 27,000円	計	
行政職	2 ^人	659 ^人	720 ^人	1,381 ^人	24,743 ^円
警察職	0	420	452	872	24,569
海事職	0	4	5	9	24,833
教育職(一)	0	343	528	871	25,349
教育職(二)	1	600	736	1,337	25,030
研究職	0	18	25	43	25,198
医療職(一)	0	0	1	1	27,000
医療職(二)	0	34	41	75	24,292
医療職(三)	0	14	12	26	24,923
計	3	2,092	2,520	4,615	24,906

その2 配偶者の居住する住宅に係る住居手当の支給状況

給料表	区 分	受 給 者	受給者1人当たり 平均手当月額
行政職		8 ^人	13,113 ^円
警察職		8	12,650
海事職		0	0
教育職(一)		1	13,500
教育職(二)		1	12,200
研究職		0	0
医療職(一)		0	0
医療職(二)		0	0
医療職(三)		0	0
計		18	12,878

第10表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	受 給 者	受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額
交 通 機 関 利 用 者		1,456	14,232
交 通 用 具 使 用 者		11,318	8,068
	自 動 車	11,063	8,201
	そ の 他	255	2,308
併 用 利 用 者		283	40,096
	計	13,057	9,450

第11表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	208		1	115	78	14					
警察職	78		28	42	8						
海事職	4			4							
教育職(一)	204	19	185								
教育職(二)	260		260								
研究職	1			1							
医療職(二)	6				6						
医療職(三)	5			5							
給料表計	766										
60歳	246										
61歳	207										
62歳	166										
63歳	87										
64歳	60										

(注) 該当人員0の欄は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(単位 人)

給料表 \ 職務の級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	36		36								
研究職	1	1									
医療職(三)	1		1								
給料表計	38										
60歳	0										
61歳	0										
62歳	1										
63歳	20										
64歳	17										

2 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と時期

この調査は、本県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

青森県人事委員会、人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 393事業所
なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種 その他の職種32職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から160事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第1表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集計

① 調査実人員

初任給関係職種105人（全て行政職に相当）、初任給関係以外の調査職種4,011人（行政職に相当する調査実人員3,810人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、11,825人であり、行政職に相当するものは、11,375人である。）

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

③ 調査の結果は、青森県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統計センターに依頼して集計を行った。

(6) その他

この調査の結果は、人事院に送付され、一般職の国家公務員の給与に係る検討のため全国規模で集計されている。

第1表 企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産 業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計		142	46	61	35
農 業 , 林 業 , 漁 業		2	0	2	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		18	2	7	9
製 造 業		60	19	30	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業		23	11	6	6
卸 売 業 , 小 売 業		5	2	2	1
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		1	1	0	0
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉、サ ー ビ ス 業		33	11	14	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が16所あった。
 2 調査対象事業所160所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた158所に占める調査完了事業所142所の割合(調査完了率)は89.9%である。
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第2表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位 円)

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	188,417	200,243	183,300 *	175,994 *
	短 大 卒	153,244 *	x	x	x
	高 校 卒	149,581	155,660 *	157,815	x
新 卒 技 術 者	大 学 卒	200,852	213,911 *	199,160	x
	短 大 卒	176,896	x	180,525	172,600 *
	高 校 卒	156,383	157,586	156,554 *	154,000 *
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	195,583	202,208	195,063	175,838
	短 大 卒	170,504	170,650 *	175,121	163,400 *
	高 校 卒	155,752	157,812	154,908	154,333 *

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
 2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 3 「*」は、調査事業所が3事業所以下であることを示す。

第3表 職種別給与額等

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平 均 年 齢 (歳)	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	54.8	771,940	—	771,940
	工 場 長	7	55.3	648,060	20,778	627,282
	事 務 部 長	103	54.0	603,077	2,343	600,734
	技 術 部 長	75	53.6	645,074	2,717	642,357
	事 務 部 次 長	48	52.0	551,742	5,233	546,509
	技 術 部 次 長	23	53.8	552,917	1,697	551,220
	事 務 課 長	204	50.0	502,995	3,648	499,347
	技 術 課 長	178	50.2	557,924	7,552	550,372
	事 務 課 長 代 理	121	48.3	446,075	17,499	428,576
	技 術 課 長 代 理	55	49.2	467,199	29,820	437,379
	事 務 係 長	301	46.5	419,046	49,588	369,458
	技 術 係 長	269	47.1	521,950	101,571	420,379
	事 務 主 任	275	42.9	348,757	40,496	308,261
	技 術 主 任	233	42.0	419,026	71,860	347,166
	事 務 係 員	1,174	38.0	273,081	25,977	247,104
	技 術 係 員	741	32.9	313,947	54,387	259,560
関 係 ・ 職 務 種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	—
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—
	守 衛	—	—	—	—	—
	用 務 員	2	60.0	300,631	—	300,631
研 究 関 係 職 種	研 究 部 (課) 長	2	59.5	737,022	—	737,022
	研 究 室 (係) 長	7	50.2	676,802	1,467	675,335
	主 任 研 究 員	25	46.8	581,623	27,844	553,779
	研 究 員	15	46.5	482,840	—	482,840
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。
 2 ①「中間職(部長-課長間)」、②「中間職(課長-係長間)」、③「中間職(係長-係員間)」とは給与上の等級(格付)から職責がそれぞれ、①部長と課長の間、②課長と係長の間、③係

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職 9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職 7級、8級 企業規模50人以上100人未満 行政職 6級、7級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課 長級専門職	企業規模500人以上 行政職 7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職 5級、6級 企業規模50人以上100人未満 行政職 5級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	企業規模500人以上 行政職 5級、6級 企業規模50人以上500人未満 行政職 4級
係の長及び係長級専門職	企業規模500人以上 行政職 3級、4級 企業規模50人以上500人未満 行政職 3級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有 する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	企業規模500人以上 行政職 2級(一部は3級、4級) 企業規模50人以上500人未満 行政職 2級(一部は3級)
	行政職 1級
見習、外国語の電話交換手を除く。	
業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事 している者を除く。	
2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長	
構成員3人以上の室(係)の長	
下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)	

は、それぞれ、①部長と課長、②課長と係長、③係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又長と係員の上に位置付けられる者をいう。

職 種		調 査 実 人 員 (人)	平均年齢 (歳)	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 A (円)	う ち 時 間 外 手 当 B (円)	A - B (円)
教 育 関 係 職 種	学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	8	61.5	624,490	—	624,490
	大 学 教 授	52	55.7	558,324	—	558,324
	大 学 准 教 授	42	49.9	479,019	—	479,019
	大 学 講 師	29	41.9	435,791	—	435,791
	大 学 助 教	19	35.9	389,707	—	389,707
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 諭	—	—	—	—	—
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種 (再 雇 用 者)	支 店 長 ・ 工 場 長	—	—	—	—	—
	事 務 ・ 技 術 部 長	15	64.0	398,005	2,560	395,445
	事 務 ・ 技 術 部 次 長	5	61.7	384,470	—	384,470
	事 務 ・ 技 術 課 長	4	62.1	357,473	—	357,473
	事 務 ・ 技 術 課 長 代 理	X	X	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 係 長	3	61.2	295,496	22,349	273,147
	事 務 ・ 技 術 主 任	X	X	X	X	X
	事 務 ・ 技 術 係 員	112	62.4	247,052	13,876	233,176

備 考	対 応 級
<div data-bbox="188 777 226 1491" style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> </div> <div data-bbox="331 1122 703 1155" style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> 事務・技術関係職種の備考欄参照 </div>	

第4表 民間における初任給の改定状況

(単位 %)

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	規模計	35.7	
大学卒	500人以上	88.6	(46.2)	(44.3)	(9.5)	11.4
	100人以上 500人未満	19.1	(24.5)	(75.5)	(-)	80.9
	50人以上 100人未満	20.0	(16.7)	(83.3)	(-)	80.0
高校卒	規模計	23.5	(23.8)	(76.2)	(-)	76.5
	500人以上	53.7	(44.4)	(55.6)	(-)	46.3
	100人以上 500人未満	17.9	(18.7)	(81.3)	(-)	82.1
	50人以上 100人未満	8.6	(-)	(100.0)	(-)	91.4

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第5表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		77.2%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(89.6%)
家 族 手 当 制 度 が な い		22.8%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	10,087円
	配 偶 者 と 子 1 人	15,473円
	配 偶 者 と 子 2 人	20,352円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第6表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(単位 %)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
25.9	(14.9)	(85.1)	74.1

(注) ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(単位 %)

検 討 し て い る	検 討 し て い な い
28.6	71.4

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第7表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 %)

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	60.4	39.6	55.9	44.1	50.2	49.8
500人以上	63.3	36.7	50.0	50.0	48.5	51.5
100人以上 500人未満	58.4	41.6	56.2	43.8	48.9	51.1
50人以上 100人未満	60.7	39.3	61.5	38.5	54.0	46.0

第8表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.1	73.5	25.6	0.9

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第9表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額		
課 長 級		30.9	30.9	69.1
非 管 理 職		33.8	33.8	66.2

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第10表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
62.0	71.1

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 国家公務員及び東北各県職員の給与関係

第1表 国家公務員の平均給与月額の前年比較

年月 給与項目	行政職俸給表(一)適用職員		全職員	
	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
俸給	325,827 円	327,564 円	336,333 円	337,788 円
地域手当等	43,601	43,534	43,124	43,093
俸給の特別調整額	12,681	12,530	11,979	11,871
扶養手当	9,273	9,613	9,622	9,931
住居手当	6,647	6,427	6,142	5,920
その他	9,124	9,200	7,529	7,600
合計 (平均給与月額)	407,153	408,868	414,729	416,203

- (注) 1 俸給には、俸給の調整額を含む。
 2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
 3 その他は、本府省業務調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当、特地勤務手当等である。

第2表 国家公務員の適用俸給表別人員等

区分 俸給表	適用人員 人	性別人員構成比 %		平均年齢 歳	平均 経験年数 年
		男性	女性		
行政職俸給表(一)	139,627	78.1	21.9	43.0	21.0
公安職俸給表(一)	22,006	89.0	11.0	41.4	20.1
海事職俸給表(一)	200	99.5	0.5	42.7	21.3
研究職俸給表	1,370	80.9	19.1	46.5	22.8
医療職俸給表(一)	590	75.8	24.2	53.0	25.7
医療職俸給表(二)	496	53.8	46.2	46.4	20.9
医療職俸給表(三)	1,821	19.5	80.5	47.6	22.3
特定任期付 職員俸給表	441	82.1	17.9	43.2	—
第一号任期付 研究員俸給表	43	65.1	34.9	40.8	—
第二号任期付 研究員俸給表	49	67.3	32.7	36.4	—

- (注) 1 令和3年国家公務員給与等実態調査により、本県で使用している
 給料表に対応するものを掲げた。
 2 再任用職員等は含まれていない。

第3表 東北各県職員給与等実態調査結果

項目	給料表		行政職	公安職	海事職	教育職 (高等学校)	教育職 (中・小学校)
	県						
職員数 (人)	青森県	4,333	2,240	42	2,905	6,498	
	岩手県	4,711	2,084	-	3,273	6,762	
	宮城県	5,927	3,785	-	4,358	6,535	
	秋田県	3,660	1,931	14	2,526	4,653	
	山形県	3,915	1,921	27	2,337	5,407	
	福島県	5,860	3,394	-	4,588	8,929	
平均給料月額 (円)	青森県	313,471	305,137	377,550	364,491	370,687	
	岩手県	319,731	320,923	-	372,047	369,992	
	宮城県	322,594	323,898	-	376,385	353,934	
	秋田県	329,006	320,224	350,208	386,278	375,636	
	山形県	336,420	324,938	372,956	381,319	361,345	
	福島県	329,174	325,203	-	385,450	378,674	
平均年齢 (歳)	青森県	41.2	37.3	47.4	44.7	46.6	
	岩手県	40.9	37.7	-	44.8	45.7	
	宮城県	41.1	37.1	-	45.4	42.5	
	秋田県	42.4	38.1	45.1	47.1	47.8	
	山形県	43.1	37.9	45.4	45.8	44.5	
	福島県	42.0	37.3	-	45.7	46.5	
平均経験年数 (年)	青森県	19.9	16.2	28.1	22.0	24.0	
	岩手県	19.9	17.1	-	22.2	23.3	
	宮城県	20.3	16.2	-	23.0	20.2	
	秋田県	21.2	17.1	24.3	24.1	24.9	
	山形県	21.8	17.0	25.4	23.1	21.8	
	福島県	20.0	15.9	-	22.8	23.7	
平均修学年数 (年)	青森県	14.6	14.4	12.2	15.9	15.9	
	岩手県	14.2	14.0	-	15.8	15.9	
	宮城県	14.3	14.4	-	15.9	15.9	
	秋田県	14.2	14.1	13.6	16.1	16.0	
	山形県	14.6	14.1	12.8	15.9	16.0	
	福島県	14.8	14.1	-	15.8	15.8	

行政別 職員 給与 構成 表比 (%)	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	県						
(参考) 国家公務員	青森県	17.3	16.2	16.0	24.9	13.3	
	岩手県	20.7	13.6	10.7	22.6	19.7	
	宮城県	14.9	15.8	13.0	23.4	20.8	
	秋田県	14.1	12.3	12.6	20.5	29.9	
	山形県	16.4	8.1	14.1	24.4	23.8	
	福島県	12.2	13.3	16.0	30.9	12.2	
(参考) 国家公務員		12.4	11.0	21.1	24.3	14.6	

(注) 1 教育職給料表(高等学校)には、特別支援学校の職員を含む。
 2 構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	計
98	9	220	87	16,432
187	26	120	100	17,263
291	24	245	102	21,267
190	16	90	60	13,140
266	16	252	117	14,258
317	23	263	176	23,550
330,769	509,144	310,590	298,613	344,238
355,570	475,634	335,344	320,897	350,219
343,145	449,638	330,545	320,988	343,988
366,011	393,644	340,329	328,097	355,947
350,927	518,425	330,788	352,000	352,257
337,948	494,022	327,788	333,164	358,627
42.4	56.6	41.6	38.3	43.4
43.4	46.3	43.0	40.3	43.2
43.1	42.1	41.9	40.0	41.7
45.9	37.5	44.8	41.7	44.7
42.6	52.3	41.4	44.6	43.4
41.6	47.1	42.3	42.2	43.7
19.5	30.3	18.4	16.5	21.4
20.7	21.0	20.0	17.9	21.3
20.4	18.8	19.2	17.4	20.1
21.5	10.8	20.2	19.0	22.4
19.8	26.2	18.8	22.3	21.3
18.2	22.2	19.8	20.0	21.3
15.9	16.0	15.6	15.1	15.4
16.0	17.9	15.8	15.5	15.2
15.8	16.0	15.7	15.8	15.2
16.9	18.1	16.3	15.9	15.2
15.9	16.0	15.0	14.9	15.3
15.9	18.0	14.9	15.0	15.3

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
7.3	3.4	1.1	0.5	-	100.0
5.3	5.1	1.7	0.5	0.0	100.0
6.5	3.6	1.5	0.5	0.0	100.0
7.2	1.3	1.4	0.6	-	100.0
8.0	3.2	1.6	0.4	-	100.0
11.7	2.4	0.8	0.5	0.0	100.0
11.4	2.8	1.5	1.0	0.2	100.0

4 生 計 費 関 係

青森市における費目別世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,960	46,430	54,220	62,020	69,810
住居関係費	40,810	49,690	42,790	35,890	28,990
被服・履物費	4,290	4,830	6,050	7,260	8,480
雑費Ⅰ	14,370	31,010	38,440	45,870	53,300
雑費Ⅱ	8,030	23,640	23,120	22,600	22,070
計	96,460	155,600	164,620	173,640	182,650

標準生計費算定方法

青森市における標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、消費支出について次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。なお、税金や社会保険料等の非消費支出、預貯金、住宅購入等に係る借入返済金等は含まれていない。

- 食料費 …… 食料
- 住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費 …… 被服及び履物
- 雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（青森市・勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については1人世帯の各費目別標準生計費（令和3年4月、全国）を基礎に算定した。

5 労働経済指標

項目			年 月	令和2年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
① 賃金・労働時間	きま つて 支 給 す る 計 給 与 (調 査 産 業 計)	青 森 県	金 額 (円)	227,758	222,724	221,998	226,731	227,892	226,939
			前年同月比 (%)	△ 1.6	△ 1.8	△ 3.9	△ 2.6	△ 0.6	△ 1.4
		うち所定内給与	金 額 (円)	210,115	207,242	206,645	210,246	210,793	209,840
			前年同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.8	△ 3.6	△ 2.4	0.2	△ 1.5
	全 国	金 額 (円)	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134	292,878	
		前年同月比 (%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	
	うち所定内給与	金 額 (円)	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946	271,743	
		前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4	0.0	
	総実労働時間数 (調 査 産 業 計)	青 森 県	時 間 数 (時間)	149.3	137.4	147.4	149.4	141.9	147.5
			うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	10.2	8.3	8.9	9.5	9.7
全 国		時 間 数 (時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	133.7	140.6	
		うち所定外労働時間数	時 間 数 (時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9	10.7
② 計費	消 費 支 出 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	256,955	223,391	252,715	226,413	287,147	234,097
			前年同月比 (%)	2.9	△ 8.2	△ 6.6	△ 16.9	22.4	4.1
		全 国	金 額 (円)	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360	269,863
			前年同月比 (%)	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	△ 10.2
	勤 労 者 世 帯	青 森 市	金 額 (円)	263,054	253,423	312,133	244,847	258,968	270,835
			前年同月比 (%)	△ 5.3	△ 12.5	△ 6.8	△ 28.3	△ 2.1	△ 4.8
	全 国	金 額 (円)	303,621	280,883	298,367	288,622	304,458	304,161	
		前年同月比 (%)	△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	△ 7.7	
③ 物 価	消費者物価指数	青 森 市	前年同月比 (%)	△ 0.3	△ 2.7	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4
		全 国	前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	0.0
	国内企業物価指数	全 国	前年同月比 (%)	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	△ 0.8
④ 雇 用	常用雇用指数 (調査産業計)	青 森 県	前年同月比 (%)	△ 0.8	0.0	△ 0.8	△ 0.3	0.5	△ 0.1
		全 国	前年同月比 (%)	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	△ 0.1
	有効求人倍率 (季節調整値)	青 森 県	倍 率 (倍)	1.00	0.91	0.91	0.93	0.93	0.92
		全 国	倍 率 (倍)	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05	1.04

(注) 1 「きまって支給する給与」、「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」
2 「きまって支給する給与」、「総実労働時間数」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人

10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	資料出所
229,915	231,048	232,590	240,107	233,194	237,879	235,846	233,785	237,671	厚生労働省 青森県
△ 0.5	△ 0.1	0.0	5.9	1.8	3.9	3.5	4.9	7.1	
211,703	212,276	212,016	218,570	214,314	219,111	216,768	215,980	219,994	
△ 0.2	0.2	△ 0.6	5.0	1.6	3.8	3.3	4.2	6.5	
296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857	297,175	
△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6	2.1	
273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097	274,365	
0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4	0.8	
151.9	146.8	148.3	145.7	141.8	152.4	152.2	142.6	152.1	
10.4	10.8	11.9	11.8	10.2	10.0	10.7	9.7	9.8	
147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0	146.9	
11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1	11.4	
268,135	268,702	319,755	252,185	214,931	267,523	234,233	279,083	229,657	
47.9	23.7	18.9	3.5	△ 2.2	20.7	△ 8.8	24.9	△ 9.1	
283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043	281,063	260,285	
1.4	△ 0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	11.5	△ 4.9	
302,422	314,832	367,044	293,787	254,407	318,986	250,194	312,996	260,921	
55.3	29.6	48.2	6.1	8.6	32.1	△ 4.9	23.5	△ 16.4	
312,334	305,404	333,777	297,629	280,781	344,055	338,638	317,681	281,173	総務省
2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	13.1	△ 5.8	
△ 0.7	△ 1.1	△ 1.3	△ 1.0	△ 0.6	0.3	△ 2.0	2.8	0.7	
△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1	0.2	日本銀行
△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.9	5.1	5.0	
0.5	△ 0.1	0.2	1.2	0.7	0.3	0.2	0.5	1.2	厚生労働省 青森県
△ 0.1	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.3	0.2	0.0	
0.95	0.97	0.99	0.96	0.89	0.97	1.01	1.01	1.06	厚生労働省
1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	

の前年同月比は平成27年=100とした指数を基礎としている。
以上の数値である。

6 勤務時間等関係

第1表 時間外勤務の状況

その1 月平均時間外勤務時間数

(単位 時間)

部局等 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事	11.4	10.4	10.6	10.8	10.9
警察	19.9	19.7	20.2	20.1	19.3
教育委員会	14.0	13.6	13.4	13.7	14.1
その他	9.7	9.3	12.8	8.4	4.7
計	15.0	14.4	14.8	14.8	14.5

(注) 1 時間数は、時間外勤務手当の支給対象となる職員1人当たりの平均である。
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

その2 時間外勤務が月100時間を超えた職員数

(単位 人)

部局等 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
知事	85	70	93	47	107
警察	0	0	2	0	0
教育委員会	0	2	3	6	3
その他	2	5	3	0	1
計	87	77	101	53	111

(注) 1 人数は、延べ人数で集計したものである。
2 教育委員会には、高等学校、特別支援学校、中学校及び小学校を含まない。

第2表 年次休暇の取得状況

(単位 日)

部局等 \ 年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
知事	11.2	12.2	12.8	13.0	13.3
警察	11.8	13.6	13.5	13.7	14.8
教育委員会	9.9	10.4	10.6	10.9	11.3
高等学校、 特別支援学校	11.8	12.5	12.9	13.1	12.8
中学校、小学校	10.6	9.3	11.8	11.5	10.7
その他	12.0	12.4	15.2	13.7	13.2
計	11.1	11.2	12.4	12.4	12.3

(注) 日数は、職員1人当たりの年間平均取得日数である。

7 人事院の報告及び意見の申出の概要

(令和3年8月10日人事院)

公務員人事管理に関する報告の概要

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適應できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、

手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間を管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の概要

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期間を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日